

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「副主幹」の下に「又は副主任」を加える。

第三条の二（見出しを含む。）中「副主幹」の下に「及び副主任」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。